様式第６号(第12条関係)

一般廃棄物処理業許可証

第　１　４　号
令和６年４月１日

株式会社　梅木商会　殿

常総市長　　神達　岳志　㊞

令和６年２月27日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については，常総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条第２項の規定により，次のとおり許可する。

営業所の所在地	茨城県常総市大塚戸町135-１
営業所の名称	株式会社　梅木商会
営業区域	常総市内（旧水海道市内）
業務の区分	収集・運搬
取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物（粗大ごみを除く）
許可期間	令和６年４月１日　から　令和８年３月31日　まで
許可条件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律，及び常総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。

様式第６号(第12条関係)

一般廃棄物処理業許可証

第　１　５　号
令和６年４月１日

株式会社　梅木商会　殿

常総市長　　神達　岳志　㊞

令和６年２月27日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については，常総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条第２項の規定により，次のとおり許可する。

営業所の所在地	茨城県常総市大塚戸町135-１
営業所の名称	株式会社　梅木商会
営業区域	常総市内（旧水海道市内）
業務の区分	積替・保管
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（木，草等）
許可期間	令和６年４月１日　から　令和８年３月31日　まで
許可条件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律，及び常総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。

様式第９号（第 11 条関係）

許　　可　　証

６つくば環衛第 471 号
令和６年(2024 年)12 月 24 日

住　所　茨城県守谷市本町 4245 番地の４
申請者　氏　名　株式会社　梅木商会
代表取締役　梅木　伸治

つくば市長　五　十　嵐　立　青

令和６年(2024 年)12 月 24 日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項の規定により、次のとおり許可する。

許　可　番　号	０１００７
営業所の名称	株式会社　梅木商会
営業所の所在地	茨城県常総市大塚戸町 135－１
取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物（ごみ）
処　理　区　分	収集運搬（積替保管を除く）
営　業　区　域	収集運搬の区域：つくば市内全域 廃棄物の処分先：株式会社東海クリーン、 勝田環境株式会社、 株式会社沼田機業
許　可　期　間	令和６年(2024 年)12 月 24 日から 令和８年(2026 年) ３月 31 日まで
許　可　条　件	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「つくば市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」及び、その他関係法令を遵守するほか、市長の指示・指導に従うこと。
手　数　料	金７，０００円（許可申請手数料）

様式第10号(第24条関係)
つ生環指令第６号

許　　可　　証

住所：守谷市本町４２４５番地の４
氏名：株式会社　梅木商会
代表取締役　梅木　伸治

令和６年２月２１日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項並びにつくばみらい市廃棄物の適正処理及び再利用に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第77号)第28条第1項の規定により、次のとおり許可する。

令和　６年　２月２７日

つくばみらい市長　小田川　浩

許可する業種		一般廃棄物収集運搬業			
事業の範囲	営業所	所在地	守谷市本町４２４５番地の４		
		名称	株式会社梅木商会	電話番号	0297-27-2322
		代表者氏名	梅木　伸治		
	取り扱う廃棄物の種類	一般廃棄物			
	業務の種類	収集及び運搬			
	運搬先	常総環境センター（守谷市野木崎４６０５番地）			
	営業の区域	つくばみらい市内			
許可の期限又は条件	許可の期限	令和６年４月１日から令和８年３月３１日まで			
	許可条件	なし			

様式第5号(第19条関係)

守谷発第6203号
令和6年3月5日

一般廃棄物収集運搬業許可証

株式会社 梅木商会
代表取締役 梅木 伸治 様

守谷市長 松丸 修久

令和6年2月20日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、守谷市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第37条第6項の規定により次のとおり許可する。

業務の区分	収集・運搬
許可の期間	令和6年4月1日 から 令和8年3月31日 まで
取扱一般廃棄物の種類	可燃ごみ、不燃ごみ、空きビン、資源物、草・木等、特定家庭用機器再商品化法対象物
営業の区域	守谷市全域
搬入先	常総環境センター 特定家庭用機器再商品化法対象物引取り場所(下妻市下木戸365-1) 株式会社 東海クリーン 有限会社 ワークス 株式会社 勝田環境 株式会社 沼田機業
使用許可車両	土浦800あ3782　つくば131く7000 つくば800あ1788　つくば430う・・・1 つくば100か2035　つくば831あ・・10 つくば100あ5891　つくば130あ1134 つくば100か5514

【許可の条件】

1. この許可証を他人に貸与し又は譲渡してはならない。
2. この許可証は許可期限が切れたとき又は不用になったときは、直ちに返却しなければならない。
3. 法令・条例・規則及び上記事項に違反し又は市長の指示に従わないときは、この許可を取り消すことがある。